注　　記

1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　ア　昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

　　　　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　イ　昭和60年度以後に取得したもの

　　　　取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

　　②　無形固定資産･･････････････････････････････原則として取得原価

　　　　ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

　②　出資金

　　　　　市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

　⑶　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　建 物　　 15年～50年

　　　　　　工作物　　 10年～60年

　　　　　　物 品　　 ３ 年～10年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　（ソフトウェアについては、当村における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

　　①　徴収不能引当金

　　　　未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

　　②　退職手当引当金

　　　　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

　　③　賞与等引当金

　　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑸　リース取引の処理方法

　　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　該当する取引はありません。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑹　全体資金収支計算書における資金の範囲

　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

2　重要な会計方針の変更等

⑴　会計方針の変更

　該当する事項はありません。

⑵　表示方法の変更

　該当する事項はありません。

⑶　全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

　該当する事項はありません。

3　重要な後発事象

　⑴　主要な業務の改廃

　該当する事項はありません。

⑵　組織・機構の大幅な変更

　　　該当する事項はありません。

⑶　地方財政制度の大幅な改正

　該当する事項はありません。

⑷　重大な災害等の発生

　該当する事項はありません。

4　偶発債務

　⑴　保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対する保証等は行っていません。

⑵　係争中の訴訟等

* 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものはありません。

5　追加情報

⑴　連結対象会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | － |
| 介護保険サービス事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | － |
| 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | － |
| 簡易水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |
| 下水道事業特別会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |

⑵　出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

　⑶　表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷　売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　　　ア　範囲

　　　　平成３０年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

　　　イ　内訳

　　　　該当する資産はありません

以上